

00942

鳥取縣公報

規 則

鳥取縣規則第八號

鳥取縣木材検査規則を次のように定める。

昭和二十二年五月三日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣木材検査規則

第一章 檢 査

第一條 木材需給調整規則第三條の検査は、この規則の定めるところによる。

第二條 木材の検査を受ける者は別に定める規定によつて手数料を納付しなければならない。但し第十一條の規定によつて再検査を受ける場合は、この限りでない。

第三條 検査は木材需給調整規則第三條の規定により農林大臣が定めた規格によつて林産物検査吏員 以下検査吏員といふ) がこれを行う。

昭和二十二年五月三日

外 土 曜 日

本報ノ大キクハ國定紙價ヨリ△紙

前項の規格による外知事や規格につき別段の定めをなしたときはこの定めるところによる。

第四條 他の都道府縣(合板については社団法人日本合板工業組合連合會、床板については社団法人日本床板協會)の検査を受けた木材はこの規則による検査を受けることを要しない。

第五條 検査を受ける者は様式第一號の申告書を用材生産地擔當検査吏員駐在所(以下駐在所といふ)に提出しなければならない。

第六條 検査は駐在所の擔當區域内における工場、貯木場、製材場その他これに準ずる場所において申告の順序によつてこれを行う。但し第七條の受檢地變更のとき又は検査吏員が必要と認めるときはその順序を變更し、検査の期日、場所を指定することができる。

第七條 特別の事由によつて駐在所の擔當區域外で検査を受けようとするときは様式第二號の受檢地變更願を駐在所に提出して承認證印の押捺を受けなければならぬ。

前項の書類は受檢地擔當検査吏員駐在所に提出する申告書にこれを添付しなければならない。

第八條 検査を受ける者又はその代理人は検査に立會して検査吏員の指圖に従わなければならない。

第九條 検査を受ける者は受檢前豫め現品を類別毎に配列して別に定める様式によつて規格規程に定める標示をしなければならぬ。

第十條 検査を終了したときは検査吏員は別に定める證印を形量表示の上部に押捺し又は用途指定の證印を押捺しなければならない。

板類、挽割類にありては前項の定めの外兩側面に別に定める證印を押捺しなければならない。

第十一條 検査吏員が必要と認めるときは検査済のものについて再検査を行うことができる。

第十二條 次の各號の一に該當するときは検査を行わないことがある。

一、第八條の規定による立會をなさず又は指揮に従わないとき

二、第九條の標示をなさず又は標示が不當なとき

三、製材の乾燥が充分でないとき又は調製著しく不良なとき

第十三條 検査済の木材で次の各號の一に該當するときは更に検査を受けなければならない。

一、一束に入れたものの一部を變更したとき

二、第十條の證印が明らかでないとき

第十四條 積替、運搬、解束その他検査を行うために要する費用は検査を受ける者の負擔とする。

第十五條 検査吏員がその職務を行うときは、別に定める検査吏員章を携帯しなければならない。

第十六條 検査を受ける者は帳簿を備えて受檢年月日、木材生産地別、用途別、樹種別、材種別、受檢數量、

検査手数料等を眞實に記載しなければならない。

第二章 取 締

第十七條 この規則又はこの規則に基いて制定せられた規定に定める證箋及び證印を偽造し偽造したもの又は類似のものを使用することはできない。

第十八條 検査吏員取締上必要があると認めるときは製材所、居宅、倉庫其他木材の所在する場所に臨檢し積替、改束、保管又は運搬の停止を命じ必要な書類その他の物件の提示を要求することができる。

第十九條 運送業者又は運送取扱業者は次の各號の一に該當する木材の運送の取扱いをするにはできない。但し第七條によつて承認を受けたものはこの限りでない。

一 検査未済のもの

二 第十條の證印明らかでないもの

三 前條の規定により保管又は運搬停止を命ぜられたもの

第二十條 この規則による検査又は處分に對し不服のある者は書面をもつてその理由を明らかにして知事にこれを申し出ることができる。

附 則

この規則は公布の日からこれを施行する。

昭和十四年十月鳥取縣令第三十五號用材検査規則によつて検査を受けたものはこの規則によつて検査を受けたものとみなす。

様式第一號

木材検査申告書

立木	所在	市	町	村	樹種	材種	形量	品	數量	用途	検査	受檢場所	受檢
					厚	巾	長	等	束	石	手	大	日
					分	寸	尺		本	圓	圓	字	要
									單	圓			摘
									價				
									金				
									額				

右検査受けたいから申告致します。

昭和 年 月 日

住 所

知 事 宛

氏 名

00947

第四條 検査は俵装、量目、揀別及び品質についてこれを行う。

第五條 検査を受ける者は、現品の所在地及び數量を具して書面又は口頭で、木炭生産地擔當検査吏員駐在所(以下駐在所という)に申し出でなければならぬ。

第六條 検査は駐在所の擔當区域内における検査申告者の居室、工場、倉庫、その他これに準ずる場所において、申告の順序によりこれを行う。但し第七條の受檢地を變更するとき又は、検査吏員が必要と認めるときは、その順序を變更し検査の期日、場所を指定することができる。

第七條 特別の事由によつて駐在所の擔當區域外で検査を受けようとするときは、その數量、發着の場所及び發送の日時を駐在所に申し出でて承認を受けなければならぬ。

第八條 検査を受ける者又はその代理人は検査に立會して、検査吏員の指圖に従ふなければならない。

第九條 検査を受ける者は受檢前豫め現品を類別毎に配

列して、別に定める前票に住所氏名を記入して、これを俵口繩に結んでおかなければならぬ。

第十條 検査を終了したときは、検査吏員は荷票を附した針金を折返して證箋を貼附し、これに證印を押控して荷票には炭種、稱呼及び検査の年月日を表示した檢印を押捺しなければならない。

第十一條 次の各號の一に該當するときは検査を行わな

- 一、第三條の規格によらないもの
- 二、煉炭その他の夾雜物を混入したもの
- 三、濕氣を帯びたもの

第十二條 検査済の木炭で次の各號の一に該當するとき又は検査吏員が再検査を要求した場合は更に検査を受けなければならない。

- 一、檢印の明瞭でないもの
- 二、俵装を破損若しくは改裝したもの
- 三、検査證箋を破損若しくは亡失したもの
- 四、形狀並びに品質を著しく損じたもの

00948

第十二條 積替、運搬、秤量、解様その他検査を行うた

めに要する費用は 検査を受ける者の負擔とする。

第十四條 検査吏員がその職務を行うときは、別に定める検査吏員章を携帯しなければならない。

第二章 取 締

第十五條 第一條第一號の木炭を生産し又は取扱うものは、その種別、數量、送付先及び現品所在地を同條第四號に該當する木炭を生産したものは、その種別、數量、現品所在地を駐在所に届け出でなければならぬ。

第十六條 この規則又はこの規則に基いて制定された規程による證箋、荷票及び檢印を偽造し偽造したもの又は類似のものを使用することはできない。

第十七條 検査吏員取締上必要があると認めるときは居室、倉庫その他木炭の所在する場所に臨檢し積替、解様、保管、運搬の停止を命じ必要な書類その他の物件の提示を要求することができる。

第十八條 運搬業者又は運搬取扱業者は、次の各號の一に該當する木炭の運送の取扱をすることはできない。

但し第一條第一號乃至第四號によるもの及び第七條によつて承認を受けたものはこの限りでない。

- 一、検査未済のもの
- 二、前條の規定により保管又は運搬停止を命ぜられたもの

第十九條 検査吏員は検査を受ける木炭又は、検査済の木炭の運搬若しくは貯藏するものに對して、雨雪を防止する設備を命ずることができる。

第二十條 この規則による検査又は處分に對し不服のある者は、書面をもつてその理由を明かにして、知事にこれを申し出ることができる。

附 則

この規則は公布の日からこれを施行する。

昭和十四年十月鳥取縣令第三十六號木炭検査規則によつて検査を受けたものは、この規則によつて検査を受けたものとみなす。

◇鳥取縣規則第十一號
五倍子取締規則を次のように定める。

00949

昭和二十二年五月三日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

五倍子取締規則

第一條 本則で五倍子というは、「ぬるで」(ふしの木)の五倍子をいう。

第二條 五倍子は毎年九月二十日以後でなければ、これを採取又は譲り渡すことはできない。

附 則

この規則は公布の日からこれを施行する。

鳥取縣令第三十五號 (大正六年七月二十九日)

五倍子取締規則

第一條 本則に於て五倍子と稱するは「ぬるで」(ふしの木)の五倍子をいふ。

第二條 五倍子は毎年九月二十日以後にあらざれば採取することを得ず

第三條 其の年の生産に係る五倍子は第二條に定まる期限前に於て賣買取渡することを得ず。

第四條 本則に違反したるものは科料に處す

附 則

本則は發布の日より之を施行す。

鳥取縣規則第十二號

奥地林開發林道開設事業施行規則を次のように定める。

昭和二十二年五月三日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

奥地林開發林道開設事業施行規則

第一條 知事は林産物の増産を確保するため 奥地林の開發に必要な幹線林道(幅員三、六〇米乃至四、〇〇米の車道)を、この規則によつて開設する。

第二條 この林道の開設によつて開發される森林に對しては、その森林所在地の森林組合は、直ちに施業案規程による施業案を編成して生産計畫を樹てなければならぬ。

第三條 この林道の開設によつて特に利用價值を増す林分については、その所有者は木材需給の必要に應じて知事の指示があるときはこれに従つて立木を供出しなければならぬ。

00950

第四條 この林道完成後の維持管理はその林道所在地の森林組合がこれを行うものとする。

その維持管理について知事の指示があつたときはこれに従はなければならない。

第五條 この林道の開設を受けようとする森林組合は、様式第一號による申請書を提出しなければならない。

第六條 知事は前條申請書の内容を審査してその適當であると認められたものに對し様式第二號による事業施行請書を提出せしめるものとする。

第七條 開設を受けようとする計畫路線が二以上の森林組合地區に亘る場合は、その關係森林組合は相互に協議し、それぞれその負擔の割合を定め、協定書を作製し、更に代表者を定めて、これ等の關係書類を連署した申請書に添附しなければならない。

第八條 工事の施行については、縣において直營の必要があるを認めた場合の外は大正十四年十一月鳥取縣令第四十七號道路工事執行令施行細則を準用する。

附 則

本規則は公布の日からこれを施行する。

様式第一號

年 月 日

郡 村町

森林組合長

氏 名

知 事 宛

奥地林開發林道開設事業申請書

昭和 年度奥地林開發林道を次の通り開設されるよう關係書類を添えて申請します

記

一、工事施行箇所 郡 村町 大字 字 自

二、路 線 名 線

三、種類及幅員 車道新設 幅員 米

四、延 長 米(見込)

五、工 事 費 圓(見込)

六、利用區域面積 町歩(見込)

00951

七、添附書類

專業收支計畫抄本
地元負擔の議決書
位置圖

様式第一號 附表

様式第一號附表

奥地林開發林道開設事業施行に關する地元負擔の件
本組合地内奥地林開發林道 線開設されるについで
次の費用は本組合でこれを負擔するものである。
一、工事費に對する縣指定の寄附金額
二、支障物件の刈拂の補償費
三、用地の買收費地上物件の補償費

右昭和 年 月 日開催の總會(理事會)で議決
したものである事を證明する
年 月 日

森林組合長
氏 名
村町

様式第二號

年 月 日

郡 村町

森林組合長

氏 名

知 事 宛

奥地林開發林道開設事業施行請書

一、工事施行箇所 郡 村大字 字自

二、種類及幅員 車道新設 幅員 米

三、延 長 米(見込)

四、工 事 費 圓(見込)

今般右の通り昭和 年度奥地林開發林道が開設される
ことになつたについては次の條件を確約履行しますから
これが請書を提出します。

一、規則第二條、第三條、第四條に定めてある條項は必
ず遵守する

00952

二、林道開設の工事費にたいして縣の指定する金額を
寄附する

三、林道線定線の測量又は工事施行上の必要に應じて民
有地に立入り又は支障木竹の伐採、農作物の損傷或は
工作物を破損するようなことがあつても利害關係者の
異議若しくは損害賠償等に對しては本組合で一切の責
任を任する

四、林道開設のために必要である用地は工事に着手する
前に工事を施行するのに差支へのないやうに手續を完
了しておく

告 示

鳥取縣告示第二百六十八號

公有林野分收造林規程を次のように定める。

昭和二十二年五月三日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

公有林野分收造林規程

第一條 市町村が縣と収益を分収する契約で行う公有林

野の造林に對しては、公有林野造林補助規程によつて
補助金を交付する外 次の各號によつて事業費を交付
する。

一、新植、防火新設については所要經費から補助金を
控除した殘額。

二、補植手入れ防火線修理その他の事業については所要
經費の全額。

二條 造林地は知事が適當と認めざる箇所であつて植栽
樹種は契約で定める。

第三條 収益分収の歩合は縣が百分の五十、市町村が百
分の五十を標準とし、地代の補助金造林費その他實行
に要する費用を斟酌して契約でこれを定める。

第四條 縣の収益分収額は產物處分の都度その價格から
所要經費を控除した純収益を、分収歩合に應じて、市
町村からこれを納付する。但し特別の事由によつて
知事が承認したときは、その產物で納付することがで
きる。

第五條 分收造林の契約が成立したときは、第一號様式

の補助金並びに事業費交付申請書に、歳入出豫算決議書謄本を添附して、前年度三月十五日までに知事に提出しなければならぬ。

契約の成立の年度に事業実行を要する場合は、前項に準じて遅滞なく申請しなければならない。

第六條 次の各號の一に該当する場合は、事由を具して知事の認可を受けなければならない。但し知事が特に指定した事項はこの限りではない。

- 一、事業を請負に附して實行しようとするとき
- 二、定夫を設置し又は廢止しようとするとき
- 三、豫定事業の全部又は一部を變更しようとするとき

第七條 已むを得ない事由によつて豫定事業の全部又は一部をその年度に實行しようとする事ができないで、次の年度に繰越して實行しようとする事ができないで、次の年度に繰越して實行しようとするときは、第二號様式によつて遅くとも三月十五日までに知事に報告しなければならない。

第八條 事業を實行したときは、第三號様式によつて實行届を知事に提出しなければならない。

第九條 事業費は、事業実行の都度これを交付する。

第十條 この規程によつて造林した樹木は、知事の承認がなければ、伐採、賣却、讓渡、交換、その他雖權處分並に質權、抵當權の目的とする事はできない。

第十一條 次の各號の一に該当する場合は、契約の全部又は一部を解除することができる。

- 一、公用又は公益事業等のため必要があるとき
- 二、第十條に違反したとき
- 三、契約諸條件を遵守しないとき
- 四、事業実行に當つて不正の行爲があつたとき
- 五、その他縣で解除を適當と認められたとき

第十二條 前條によつて契約を解除したときは、市町村は縣の指定に従つて、造林に係る産物の價格について、縣の分收額に相當する金額を納付しなければならない。但しその金額が造林のため縣の支出した金額と、これに對する重利計算による年五分の利息に相當する金額との合算額に達しないときは、その合算額を納付しな

ければならぬ。

前條第一號及び第五號のため契約を解除したときは、前項但書の規定はこれを適用しない。

第十三條 市町村で前條の規定による金額を納付することができないときは縣は市町村にその管理權を移轉し、同時に抵當權を設定させることができる。

第一號様式

年 月 日

市町村長 何 某

知 事 宛

公有林野分收造林補助並事業費交付申請書

次の通り事業を實行するから補助金並びに事業費を御交付下さるよう申請します

一金 壹千貳百拾圓六拾錢

内 譯

金六百拾參圓七拾參錢

補助金

公有林野造林補助規程第二條第一項第一號無立木地

金參百六圓八拾七錢

事業費

公有林野分收造林規程第一條第一號

金百圓

同

同上

第二號

第十四條 前條によつて管理權の移轉並びに抵當權の設定をしたときは爾後の事業は縣で實行し、樹木處分の都度當初の分收契約に準據して分收額を市町村に交付する。

附 則

この規程は公布の日からこれを施行する。

00957

何年月日	何	何	一〇〇	新植	苗木	九一、〇〇〇〇	九一、〇〇〇〇	何
第 號	何	何	原野	地人植	苗木	二四、五六〇〇	二四、五六〇〇	
				人夫拵		六四〇〇	六四〇〇	
						四、〇〇〇	四、〇〇〇	
						二〇、〇〇〇	二〇、〇〇〇	
						一一、二九〇	一一、二九〇	
						二二、二九〇	二二、二九〇	
小計						八二、八七〇	八二、八七〇	

第三號様式

年 月 日

市町村長 何

某

知 事 宛

公有林野分收造林事業實行届

次の通り事業を實行したから御届けします

一金 何 程

内 譯

金 何 程 補助金公有林野造林補助規程第二條第一項第 號無立木地

金 何 程 事業費公有林野分收造林規程第一條第一號

金 何 程 同上 第二號

00958

00958

指令 年月日	郡市		大字	地番	事業別	樹種	實 行 濟	着手 竣功 年月日	備考
	町	市							

注 意

一、第一號様式記載例に準じて調整すること。
二、單價の異なるものは平均單價を算出して記載すること。

鳥取縣告示第二百六十九號

民有林野造林補助規程を次のように定める。
昭和二十二年五月三日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

民有林野造林補助規程

第一條 私有林、社寺有林及び公有林市町村、市町村組合又は町村組合の所有に屬する林野を除く。の造林を

獎勵するため、この規程によつて毎年度豫算の範圍内で補助金を交付する。但し別に國庫又は縣から獎勵金又は補助金の交付を受ける場合はこの限りでない。
第二條 補助金は、次の各號の一に該當するものに對して、事業成績及び費用の額を斟酌してこれを交付する。
一、一圃地二反歩以上の新植又は播種に要する費用。但し第三號の樹種の新植に要する費用を除く。

一、一圃地四反歩以上の天然下種補整に要する費用。
 二、漆油、桐油その他知事が必要と認められた特殊樹種二百本以上の新植に要する費用。
 第三條 補助金は前條の費用の五割以内とする。
 第四條 補助金の交付を受けようとするものは、第一號様式の申請書を前年度二月末日までに所轄地方事務所長（以下地方事務所長という）に提出しなければならない。
 第五條 補助金の交付申請をしたもの、その事業に著しい變更を加え、或いは已むを得ず事業中止をしたときは、事申を具して遑滞なく地方事務所長に届出でなければならぬ。
 第六條 補助金の交付を受けた後でも、不正行為をなし又は補助金交付の目的を達成することができないと認められたときは 補助金の全部又は 部を返還させることがある。

附 則
 この規程は公布の日からこれを施行する。
 第一號様式
 昭和 年度民有造林補助金交付申請書

施業地	市町村大字番	地種(無立種目)	面積	造林面積	補助金額	申請者
		木地散生地の然下種補整				
		伐採跡地の然下種補整				
		新植天樹種				
		積面造林				
		數量				
		豫定植栽士所有者地名				
		費				
		の月氏				
		名				

右の通り造林の實行をするから補助金を御交付下さるよう申請します
 昭和 年 月 日
 住 所
 氏 名
 鳥取縣知事殿
 注 意
 一、自己の所有でない土地に造林しようとする場合は、

その権利を證する書類の寫又は土地所有者の承諾書を添附すること。
 一、申請者が特殊樹種の増殖を目的とする組合であるときは、組合規約及び事業計畫概要書を添附すること。
 二、數量欄は新植にあつて本數、播種にあつては容量(合)を記入すること。
 三、造林組合員の造林については當該森林組合で明細書を添え一括申請することができる。但し造林實行者と土地所有者と異なる場合は兩者の氏名を記入すること。
 四、申請書は施業地市町村を經由して提出すること。但し森林組合が申請者である場合は市町村を經由しなくともよし。
 第五條 申請書は施業地市町村を經由して提出すること。

第二號様式

昭和 年度民有造林事業終了届

施業地	市町村大字番	地種	面積	造林面積	補助金額	申請者
		木地散生地の然下種補整				
		伐採跡地の然下種補整				
		新植天樹種				
		積面造林				
		數量				
		豫定植栽士所有者地名				
		費				
		の月氏				
		名				

右の通り事業を終了したから御届けます。
 昭和 年 月 日
 住 所
 氏 名
 鳥取縣知事殿
 經 費 内 譯
 種目地持費 種苗費 植播費 其他
 數量 數量 數量 數量 數量 數量
 單價 單價 單價 單價 單價 單價
 金額 金額 金額 金額 金額 金額
 (合) 圓 圓 圓 圓 圓 圓
 總經費 備考
 圓

注 意
 一、第一號様式注意三、四、五を準用する。
 實測圖又は現地見取圖

- 一、自家養成苗であつて樹苗養成補助規程により別途補助金の交付を受けたものは、その旨備考欄に記入すること。
- 二、購入苗木については其の購入先を備考欄に記入すること。
- 三、圖面は實測圖又は現地見取圖（位置圖ではない）を記入すること。

◇鳥取縣告示第二百七十號
森林組合技術員設置補助規程を次のように定める。

昭和二十二年五月三日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

森林組合技術員設置補助規程

- 第一條 森林組合に計畫施設の實施に従事する技術員の設置を奨励するため、この規程によつて毎年度豫算の範圍内で補助金を交付する。
- 第二條 補助金は技術員俸給の二分の一以内とする。
- 第三條 補助金の交付を受ける技術員は、次の資格を有するものとする。

- 一、甲種農業學校又はこれと同等以上の學校で林業についての科目を履修しこれを卒業し、三年以上森林施業についての實務に従事したるもの。
- 二、前號に該当するものと同等以上の學識又は經驗があるものと認められるもの。

第四條 補助金の交付を受けようとする森林組合は、第一號様式の申請書に事業計畫收支豫算書を添えて、毎年一月三十一日までに知事に提出しなければならない。前項の書類の外、知事は必要な書類の提出を命ずることがある。

第五條 補助金の交付を受けた森林組合は、その事業年度終了後三ヶ月以内に、第二號様式の成績書及び決算書を知事に提出しなければならない。

附 則

この規程は公布の日からこれを施行する。

様式第一號

森林組合技術員設置補助申請書

昭和 年度に於て森林組合技術員を別紙の通り設置致

したいから補助金を御交付下さるよう、森林組合技術員設置補助規程によつて關係書類を添えて申請します

昭和 年 月 日

郡市町村 追補責任 町村森林組合
組舎長 理事 氏 名 印

別紙様式 昭利 年度森林組合技術員設置計畫書

技術員數	俸給	事務所費	計	設置豫定額		備考
				縣補助金	組合負擔金	
人	圓	圓	圓	圓	圓	圓
				給料月額何	圓何ヶ月分	

- 一、收支豫算書には豫算決議録謄本を添付すること。

様式第二號

昭利 年度森林組合技術員設置成績書

技術員數	俸給	事務所費	計	設置豫定額		備考
				縣補助金	組合負擔金	
人	圓	圓	圓	圓	圓	圓
				給料月額何	圓何ヶ月分	

注意 一、對比増減があつたときはその事由を記載すること。

鳥取縣告示第二百七十一號
公有造林補助規程を次のように定める。

昭和二十二年五月三日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

公有林野造林補助規程

- 第一條 公有林(市町村、市町村組合又は町村組合の所有に屬する林野)の造林を奨励するため、次の各號に掲ぐるもの限り、この規程によつて毎年度豫算の範圍内で補助金を交付する。但し別に國庫又は縣から奨勵金又は補助金の交付を受ける場合はこの限りでない。
- 一、市町村(市町村組合、町村組合を含む以下同じ)直營地に市町村自ら造林を行ったもの。
- 二、市町村有林野の使用權を廢止し、市町村自ら造林を行ったもの。
- 三、市町村がその所有林野に學校、青年團その他公共團體と分収契約で造林を行ったもの。
- 四、部落有林野に地上權を設定して市町村自ら造林を行ったもの。

鳥取縣告示(第三種郵便物認可) 二二

昭和二十二年五月三日

- 第二條 補助金の交付を受ける事業は次の場合に限る。
- 一、一圃地一町歩以上の新植又は播種に要する費用。
- 二、一圃地三町歩以上の天然下種補植に要する費用。

第三條 補助金は前條の費用の八割以内とする。

第四條 補助金の交付を受けようとするものは、第一號様式の申請書を前年度二月末日までに所轄地方事務所長(以下地方事務所長という)に提出しなければならない。

第五條 補助金は前條の終了届が提出された後、實地検査の上その精算經費を査定してこれを交付する。

第六條 補助金の交付申請をしたもの、その事業に著しい變更を加え、或いは已むを得ず事業中止をしたときは、事由を具して遲滞なく地方事務所長に届出でなければならぬ。

第七條 補助金の交付を受けた後でも、不正行爲をなし又は補助金交付の目的を達成することができないと認められたときは、補助金の全部又は一部を返還させることがある。

第一號様式(表面)

昭和 年度分公有造林補助金交付申請書

計	面積	種別	面積	種別	面積	種別	面積	種別
	反本園	播種	新植	天植	天植	天植	天植	天植

右の通り次の條項により造林を實施致したいから補助金を御交付下さるよう申請します

昭和 年 月 日

鳥取縣知事 殿

市 町 長

(裏面)

記

- 一、市町村直營林地に市町村自ら造林するものとする。
- 二、市町村有林野の使用權を廢止し市町村自ら造林するものであつて、將來の收益は之を市町村 分關係民に分収するものとする。
- 三、市町村がその所有林野に學校、青年團、警防團、婦人會、農事實行組合等の團體と分収契約で造林するものとする。
- 四、部落有林野に地上權を設定して市町村自ら造林するものとする。

注意

一、申請書と共に左の書類を提出すること。

イ、造林に關する市町村會議決書謄本並豫算書抄本
ロ、第一條第二項に該當するものに對しては使用權廢止の議決書謄本を添附すること。

ハ、第一條第四項に該當するものに對してはその契

鳥取縣告示

昭和二十二年五月三日

(第三種郵便物認可) 二二三

約書寫を添附すること。
 一、數量欄には新植にありては本數、播種にありては容量(合)を記入すること。
 三、不用欄、不用文字は凡て抹消すること。

第二號様式(表面)

昭和 年度公有造林事業終了届

計	施業地	種地	種樹	造林	面積	數量	總經費	着手年月日	備考
	市町村大字	種目	種樹	面積	數量	數量	總經費	終了年月日	

右之通事業を終了したから御届けします

昭和 年 月 日
 郡市 村町 長
 鳥取縣知事 殿

經費内譯

計	樹種	數量	金額	樹種	數量	金額	樹種	數量	金額	其他	金額	備考
	人圓	圓	圓	人圓	圓	圓	人圓	圓	圓	金額計		

(裏面)
 實測圖又は現地見取圖

注意
 一、事業終了の上終了届に次の書類を添附すること。
 イ、事業を請負に附したときは、請負契約書。
 この領收書寫をその他支拂關係證據書類寫。
 ロ、直營の場合は人夫出役簿寫及び人夫賃領收書寫並びにその他支拂關係證據書類寫。
 二、自家養成苗で樹苗養成補助規程により別途補助金の交付を受けたときは、その備考欄に記入すること。
 三、經費内譯は圃地毎に記入すること。

昭和二十二年五月三日印刷
 昭和二十二年五月三日發行

鳥取縣公報 昭和四年四月十五日

鳥取縣公報 昭和四年四月十五日

九

鳥取縣公報

外

昭和二十二年五月三日

(第三種郵便物認可)

二

フナ、バラチフス又ハ發疹チフスノ疑アル者ヲ診察シ又
 ハ其ノ死体ヲ檢案シタルトキ届出方ノ件昭和十六年三月
 鳥取縣令第〇號醫師痘瘡、疑似症ヲ診察若ハ檢案シタル
 トキ届出方其ノ他ノ件はこれを廢止する。

本令は昭和二十二年五月三日からこれを施行する。

昭和二十二年五月三日
 鳥取縣令第〇號
 施行

鳥取縣令第〇號
 (昭和二十二年四月十五日)

鳥取縣令第〇號
 施行